

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長

原議保存期間	3年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和2年12月31日まで)

警 察 庁 丁 交 企 発 第 18 号、丁 交 指 発 第 12 号
丁 規 発 第 16 号、丁 運 発 第 25 号
令 和 2 年 2 月 7 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 企 画 課 長
警 察 庁 交 通 局 交 通 指 導 課 長
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長
警 察 庁 交 通 局 運 転 免 許 課 長

歩行者優先と正しい横断の徹底に向けた取組の強化について(通達)

我が国における交通事故死者数に占める歩行中死者の割合は欧米諸国に比べて高く、交通死亡事故の更なる減少を図るためには、歩行中死者のより一層の減少対策が必要である。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、運転者及び歩行者双方に、歩行者優先や正しい横断に関する基本的な交通ルールを定着させることが課題となっている。

近年の横断中歩行者の死亡・重傷事故の状況をみると、横断歩行者等妨害等の取締りを強化している県警察等の減少率は、全国の減少率と比較して高くなっており、また、これら取締りを強化している県警察等については、広報啓発の強化と相まって横断中歩行者の死亡・重傷事故の減少に効果を上げているものと考えられる。

これまでも、「信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための広報啓発・指導の強化について(通達)」(平成30年10月23日付け警察庁丁交企発第256号ほか)等により、歩行者優先等の徹底を指示しているところであるが、歩行中死者の一層の減少を図るため、横断歩行者等妨害等に対する適切な取締りと、運転者及び歩行者双方に対する広報啓発や交通安全教育、交通安全施設の整備等を総合的に推進する必要がある。

各都道府県警察にあっては、歩行者の横断実態や交通事故発生状況等を踏まえ、下記事項等を一層推進し、交通事故死者数の更なる減少を図らねたい。

記

1 推進事項

(1) 運転者に対する指導取締り及び交通安全教育の推進

ア 横断歩行者等妨害等に対する指導取締りの効果的な実施

子供・高齢者の横断が多い箇所を重点に、横断中はもとより、横断しようとする歩行者の保護に資する指導取締りを推進し、運転者に対して横断歩道手前における減速義務と横断歩道における歩行者優先義務、横断歩道等とその端から前後5メートル以内の場所における駐停車禁止を再認識させるよう努めること。

【取組事例】

- 取締りの実務能力向上と適正な取締りを推進するため、ロールプレイング形式の実践塾、本部交通指導課員による取締りの同行指導、取締り実績優秀者の積極的な賞揚により、横断歩行者等妨害等の取締りを効果的に推進(山形県等)

イ 更新時講習等における安全教育の推進

更新時講習等において、横断歩道における歩行者保護の徹底等、歩行者の保護に関し運転者が遵守すべき事項について説明するとともに、更新時講習等に使用する教本や地方版資料等に、これら特に周知すべき事項を分かりやすく記載するよう努めること。

【取組事例】

- 運転免許センター内において、CMを繰り返し放映するほか、更新時講習では、チラシ等を活用してわかりやすくルールの周知と遵守を促進(栃木県等)

(2) 歩行者に対する指導啓発及び交通安全教育の推進

ア 街頭における指導啓発の推進

交通事故多発交差点等の街頭における歩行者に対する的確な指導や、商業施設等における広報啓発活動を推進し、「正しい横断」の実践の促進に努めること。

【取組事例】

- 横断歩道外横断等を行う歩行者に対する交通安全指導を行う際、「歩行者等交通安全指導カード」を活用して、イラストを示しながら短時間の交通安全教育を併せて実施(北海道)

イ 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施

シミュレーター等の各種教育機材を活用するなど、参加・体験・実践型の交通安全教育を学校等の関係機関・団体と連携して積極的に実施し、歩行者が遵守すべき交通ルールを再確認させるとともに、横断歩道外横断や車両の直前直後横断の危険性について理解し、安全な交通行動が自ら実践されるよう努めること。

(3) 交通安全施設等の整備等

ア 道路標識・道路標示の適切な維持管理

横断歩行者の優先のためには、その前提として、横断歩道の道路標識・道路標示が適正に設置されていることが極めて重要であることから、破損、滅失、褪色、摩耗その他の理由によりその効用が損なわれることのないよう適正な維持管理に努めること。

特に、横断歩道の道路標示が摩耗等により消えかかったままにすることは、横断歩行者を危険にさらすものであることから、早急に更新を行うこと。

イ 物理的デバイスの設置促進

ハンプや狭さくといった物理的デバイスは、速度抑制効果が認められるところ、各道路管理者と連携して適切な箇所への整備に努めること。

特に、信号機のない横断歩道とハンプを組み合わせたスムーズ横断歩道については、より高い効果が期待できることから、歩行者の横断実態や交通事故発生状況等を踏まえ、登下校時の通学路や高齢者の横断の多い場所等を重点に整備を進めること。

【取組事例】

- ハンプ等の整備

周辺に小学校等が立地するゾーン30内において、学校関係者、地域住民、道路管理者等と連携・協力し、社会実験の上、横断歩道の前後にハンプを整備するな

ど、通学児童等の交通安全対策を推進(佐賀県)

○ スムース横断歩道の整備

- ・ 近隣の保育園を統合した大規模認定こども園が開園されることに伴い、地域住民より横断歩道の設置要望が寄せられていたことを受け、道路管理者と連携し、スムーズ横断歩道による交通安全対策を推進(大阪府)
- ・ 通学路の横断危険箇所について、学識経験者の協力も得ながら、学校関係者、地域住民、道路管理者等と連携・協力し、スムーズ横断歩道による交通安全対策を推進(沖縄県)

2 推進上の留意事項

(1) 広報啓発と指導取締りを組み合わせた活動の展開

本取組の目的は、運転者と歩行者双方の横断歩道における交通ルールの徹底を図り、交通事故を抑止することであることを念頭に置き、広報啓発と指導取締りを組み合わせた諸活動を推進すること。また、歩行者の動線や横断歩道の需要実態、交通事故発生状況、道路交通環境等を踏まえ、効果的な施策の選定や組合せを検討するとともに、各種施策の実施状況や効果の検証を見据えて計画を立案すること。

【取組事例】

○ モデル地区・路線の指定

オリンピック・パラリンピック会場周辺、横断需要、交通事故発生状況等を勘案して「歩行者ファースト路線」を指定した上、各種街頭活動(取締り、広報啓発、交差点監視、保護誘導活動等)を展開して効果検証を行い、その結果を交通環境に応じて全県に反映して取組を継続強化(埼玉県)

○ キャンペーンの展開や一斉指導取締り強化日等の指定

- ・ 毎月11日を「横断歩道の日」と指定し、歩行者保護を呼び掛ける広報啓発のほか、横断歩行者等妨害等違反を重点とした指導取締りの強化、横断歩道の道路標識標示の点検整備等を実施(愛知県等)
- ・ 交通死亡事故発生状況の分析結果に基づき、「歩行者優先対策キャンペーン」等の県下一斉緊急対策を展開し、大型商業施設やその周辺道路において、運転者と歩行者双方に対する街頭指導及び広報啓発の実施と併せて、横断歩行者等妨害等違反の取締りも実施。また、キャンペーンの実施そのものを報道機関やSNSを活用して県民に注意喚起(兵庫県)

(2) 関係機関・団体と連携し、実施規模を最大限高める取組の推進

本取組の実施に当たっては、費用対効果を勘案し、実施規模が最大限高められる施策を展開するため、次の事項について配慮すること。

ア 対象に応じて関係機関・団体と適切な役割分担を図るとともに、必要な情報の提供や支援などにより、連携を強化すること。

【取組事例】

○ 安全運転管理者事業所や自治体等のモデル事業所の指定

「横断歩行者保護宣言事業所」を委嘱し、県警ホームページへの公表、定期的な情報提供等によって企業による模範運転や取組を促進させるほか、自治体

をモデル事業所に指定して、地域ぐるみの取組を促進(奈良県等)

○ バス・タクシー等による模範運転の協力依頼

トラック協会、バス協会、ハイヤー・タクシー協会等との連携により、「横断歩道止まろうキャンペーン」推進会議を開催し、「推進モデル事業所」を対象に研修会を実施(愛媛県)

イ 報道機関のほか、都道府県警察のホームページ、SNS、動画サイト、各種機関誌(紙)、自治会回覧等の広報媒体を活用するなどして、あらゆる世代の国民への周知を図ること。

【取組事例】

○ ラジオパーソナリティを交通安全コンシェルジュに委嘱し、本取組を重点に番組内で積極的な情報発信やリスナーへの呼び掛けを実施(新潟県)

○ 著名人を起用するなど、訴求力のある動画やポスター等を制作し、テレビCM、SNS、街頭やスポーツ会場の大型ビジョン等の各種媒体を通じて呼び掛けを実施(大分県等)

○ 協賛企業を募り、地元紙に全面広告記事を月1回掲載して、継続的な呼び掛けを実施(栃木県)

○ 報道関係者を対象に実車を使った公開実験による横断歩道に関するルールの解説を実施(長野県)

○ 地元新聞に掲載された川柳を県警察の歩行者優先スローガンに採用し、マスクと連携した広報啓発を推進(広島県)